

## 掛川市公告

十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業の施行が認可されたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第9条第4項の規定により次のとおり施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月19日

掛川市長 松井三郎

### 1 事業の名称

十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業

### 2 縦覧期間

平成25年2月20日から土地区画整理法第13条第4項、第103条第4項又は第124条第3項の公告の日まで（閉庁日を除く。）

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 縦覧場所

掛川市役所都市建設部土木課（掛川市長谷一丁目1番地の1）